

幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第19条 略</p> <p>(料金の支払義務)</p> <p>第20条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。 2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。</p> <p>(料金)</p> <p>第21条 料金は、別表第1に掲げる基本料金及び水量料金の合計額とする。</p> <p>第22条～第38条 略</p> <p>附 則 この条例は、平成10年4月1日から施行する。</p>	<p>○幕別町水道事業給水条例 (平成10年3月13日 条例第16号)</p> <p>第1条～第19条 略</p> <p>(料金の支払義務)</p> <p>第20条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。 2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。</p> <p>(料金)</p> <p>第21条 料金は、別表第1に掲げる基本料金及び水量料金の合計額とする。</p> <p>第22条～第38条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この条例は、平成10年4月1日から適用する。 (令和4年9月から令和5年2月までの各月分の料金の特例)</u></p> <p><u>2 第21条の規定にかかわらず、令和4年9月1日から令和5年2月28日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。</u></p>

現 行 条 例

別表第1（第21条関係）

料金	基本料金		水量料金	
	単位	料金	単位	料金
口径				
13mm	1月当たり	350円	1立方メートル当たり	210円
20mm				
25mm	1月当たり	893円	1立方メートル当たり	210円
40mm	1月当たり	1,967円	1立方メートル当たり	210円
50mm	1月当たり	7,158円	1立方メートル当たり	210円
75mm	1月当たり	10,739円	1立方メートル当たり	210円
100mm	1月当たり	13,422円	1立方メートル当たり	210円

臨時給水

防除用	病虫害防除用を使用する場合	1立方メートル当たり	125円
一般用	工事用その他一時的に使用する場合	1立方メートル当たり	378円
公共用	公共用として一時的に使用する場合	1立方メートル当たり	188円

別表第2及び別表第3 略

改 正 条 例

別表第1（第21条関係）

料金	基本料金		水量料金	
	単位	料金	単位	料金
口径				
13mm	1月当たり	350円	1立方メートル当たり	210円
20mm				
25mm	1月当たり	893円	1立方メートル当たり	210円
40mm	1月当たり	1,967円	1立方メートル当たり	210円
50mm	1月当たり	7,158円	1立方メートル当たり	210円
75mm	1月当たり	10,739円	1立方メートル当たり	210円
100mm	1月当たり	13,422円	1立方メートル当たり	210円

臨時給水

防除用	病虫害防除用を使用する場合	1立方メートル当たり	125円
一般用	工事用その他一時的に使用する場合	1立方メートル当たり	378円
公共用	公共用として一時的に使用する場合	1立方メートル当たり	188円

別表第2及び別表第3 略